

大阪府・大阪市特別区設置協議会

《大都市地域特別区設置法に基づく特別区設置協定書の手交
(第18回協議会) 議事録》

■日 時：平成26年9月5日(金) 9:00～9:20

■場 所：大阪府庁新別館南館 8階 大研修室

■出席者：浅田均会長、松井一郎委員、橋下徹委員、岡沢健二委員、横倉廉幸委員、
(名簿順) 今井豊委員、岩木均委員、大橋一功委員、新田谷修司委員、紀田馨委員、
置田浩之委員

(浅田会長)

皆さん、おはようございます。それでは、ただいまから大都市法第5条第6項に基づく特別区設置協定書の手交と第18回協議会を開催したいと思います。

本日は協定書の手交に合わせまして、この間9月2日に総務大臣の意見書が出されたことを踏まえまして、これまでの経過や総務大臣意見の趣旨などにつきまして委員の皆様と認識を共有したいという思いもありまして、急遽、お集まりいただいております。突然の開催になりましたことを御容赦いただきたいと思います。

なお、協議会規約第6条第3項の会議の定足数を満たす委員に出席いただいておりますので、この場を第18回大阪府・大阪市特別区設置協議会の扱いにしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、前回の第17回協議会以降の主だった経過につきまして御説明をさせていただきます。

前回の第17回協議会の翌日、すなわち7月24日のことになりますが、特別区設置協定書案につきまして、大都市法第5条第2項及び第4項に基づく総務大臣に対する協議、報告を行っております。自治行政局長に受け取っていただきましたが、その際、局長からしっかりと検討するといった旨のコメントをいただいております。続きまして、8月20日ではありますが、総務大臣のほうから法定協議会等について事情を聞かせてほしいとの御要請がありました。それで、知事、市長と私の3人で総務大臣と面会をいたしました。協定書案の取りまとめをめぐる状況につきまして大臣から何点か質問がございました。

その御質問についてこちら側の事情をるる説明申し上げてまいりました。その中身を簡単に要約させていただきますと、先の臨時会招集について法に基づき議会を開催しなかった理由、これは主として知事、市長に対する質問でありました。それから、2番目が市会において決議案や意見書が可決、採択されていることについての見解、3番目が維新の会派のみで協定書をまとめたことに対する批判についての見解、4番目が都構想をめぐる議会の正常化に向けた打開策について大臣のほうから質問があり、それぞれ知事、市長のほうからお答えをいただいております。

それから、続きまして、協定書別表の訂正についてであります。協定書案の総務省への協議、報告を通じまして、根拠条項の扱いや条項漏れなどにつきまして関係省庁から指摘等がございました。私のほうで協定書案別表の訂正を行ったことを御報告申し上げます。これは協定書案本体の修正等は入っておりません。別表訂正箇所、それから、根

抛の変更、これは建築基準法等、これは事務処理特例条例ではなくて建築基準法第4条第2項のできる規定に基づいて特別区に事務を移譲することを備考欄に記載いたしました。それから、条項等の過誤につきましては、1点目が大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法、2番目が廃棄物の処理及び清掃に関する法律、3番目が公害健康被害の補償等に関する法律、これは条項漏れを訂正いたしております。それから、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、これは権限区分を訂正、別表第1の3特例市を別表第1の1都道府県に変更しております。それから、5番目が大阪府の組織体制の消防庁部分、これはイメージ図の訂正であります。これだけ、今、御報告申し上げましたことに関しまして訂正いたしておりますがいずれも別表の訂正でありまして、記載の欄を別のところに移した等の訂正でございまして、中身に関する重要な訂正はございません。

それから、総務大臣の意見であります。今まで、先ほど申し上げましたような経過を経て今週の9月2日になりますが、総務大臣から意見が出されております。具体的には自治行政局長のほうから、1点目が大都市法第5条第2項及び第4項に基づく協議、報告については特段の意見はない。それから、2点目が地方自治法上の技術的な助言として、特別区設置に当たっては関係者間で真摯な議論に努めることなどといった内容の総務大臣の意見書が手渡されております。席上、大臣から知事、市長にもしっかりと伝達するよう申し受けているとのことで、自治行政局長から総務大臣コメントが伝達されました。これを踏まえ、私のほうから改めて大臣コメントをお伝えさせていただきます。

1点目は8月20日、知事、市長、会長から話を聞かせていただいた。その際、議会との関係については正常化に向けて全力を尽くす、9月議会で正々堂々と議論していくと言明されているが、8月27日の臨時府議会は非常に残念である。その次が、特別区設置は重要な問題であるので、今後、関係者間で真摯な議論をお願いしたい。次が、こうしたことを地方自治法上の技術的助言として出したのでしっかりと受けとめてほしい。以上が今回の総務大臣意見にあつての総務大臣の思いであるので、委員の皆様におかれましても認識を共有していただきたいと思います。

ここまでがこれまでの経過と総務大臣意見の趣旨に関する説明、報告ですが、何か御質問等はございませんでしょうか。いいですか。

(「なし」の声あり)

(浅田会長)

それでは、進めさせていただきます。

以上のことを踏まえまして、大都市法第5条第6項及び同法施行令第1条に基づき、協議会として特別区設置協定書を作成し、知事及び市長に送付するとともにその要旨を作成し、市長に送付することについて委員の皆様と確認したいと思います。

それでは、協議会を代表いたしまして私のほうから知事、市長に協定書及び要旨を手交させていただきます。知事、市長におかれましては前に出ていただきたいと思います。

(協定書手交)

(浅田会長)

それでは、ここで知事、市長に御発言をいただきたいと思います。
知事のほうからいきます。

(松井委員)

これまで、この特別区設置協議会、法定協議会での本当に様々な御議論の中で、まさに新たな大都市をつくる、これも制度を変えるわけですから、これが完成するまでは様々なハードルをクリアしなければなりません。そのハードルを一つ一つ委員の皆さんと議論をしながら、ハードルをくぐり抜けてきたと、飛び越えてきたという結果がこの法定協議書だと思っております。まさにこの法定協議書を大阪市民、住民の皆さんに丁寧に説明をする場が議会だと考えておりました、この9月の議会で反対をされている、懸念を持たれている他党派の大勢の皆さんと中身について真摯に議論をし、そのことによって市民の皆さんにより丁寧に、詳細な中身を伝え、そして、最終的にはこれはもう民主主義の、究極の民主主義であります、市民の皆さんの御判断を仰ぎたいと、こう思っております。まだまだ道半ばだという思いで、最後までやり切りたいと思いますので、委員の皆さんのこれからの御協力、よろしく願いをいたします。ありがとうございます。

(浅田会長)

それでは、次いで市長に御発言を願います。

(橋下委員)

法定協議会の皆さん、どうも本当にお疲れさまでした。何よりも事務局の皆さんもお疲れさまでした。大阪都構想についてはもう賛否両論あることは承知をしていますけれども、3年半前の統一地方選、大阪府議会議員選挙、そして、大阪市議会議員選挙の結果、また、それに続く約3年前の大阪市長選挙、そして、大阪府知事選挙の結果、これに基づいて条例が制定され、この法定協議会が設置されました。その民意を受けて法律のルールに基づいて法定協議会の運営が行われました。途中、いろいろと賛否両論ある法定協議会の委員の入れかえという事態もありましたけれども、これも3年半前の統一地方選挙の結果、そして、市長選挙、知事選挙の結果を踏まえたその議員ないしは知事、市長の状況を反映した形での法定協議会委員の入れかえということですので、これはもう民主主義のルールに基づいた運営に間違いありません。その協議会の結果、今回、このような形で大阪都構想の設計図が完成したということになりましたら、これはもはやこれを全否定するわけにはもういかない状況になっていると思っております。途中、法律の改正もあり、当然、その法律の改正に基づいて条例設置で法定協議会が設置されたわけなんですけれども、ここまできた以上、今の大阪においてはこの大阪都構想の設計図、この協定書というものを全否定するというのはこれはもう完全にこれまでのプロセス、民意を無視するということになります。

今後は9月議会においてこの協定書の中身の議論に入っていくと思います。これは、大阪都構想を賛成している、推進している我々大阪維新の会のメンバーは9月議会では議会

構成上、過半数を得ていませんので、当然、この協定書については中身、一定譲歩していきながら修正していく必要があるかと思いますが、繰り返しになりますけれども、これまでのプロセス、選挙結果を踏まえればこの協定書を全否定するという事は絶対あってはならないということをしっかり認識した上で中身の議論をしっかりやっていきたいと思っております。

1点、ちょっと総務省の方から、この法定協議会の協定書の修正は本会議ではできないというコメントが出たというふうに聞いております。僕自身はもう修正に応じますよと、今、維新の会が過半数ないので9月議会での議論をもとに修正に応じますよと言った趣旨は何も本会議でこの協定書を変えていくということではなくて、本会議で議論をしてきちっと合理的な修正案というものがいわゆる自民党、民主党、公明党、共産党のほうから合理的な修正案がまとまれば、その議会での承認をしてもらうということを前提にもう一度、法定協議会のほうに返してもらえれば、この法定協議会で協定書を修正するという趣旨で言ったところであります。本会議でいきなり直接この協定書の修正ができるものではないというのは十分承知していますが、ぜひ府議会、市議会でも今後、合理的な修正案が自民党、民主党、公明党、共産党のほうからきちっとまとまったものが出てきた場合には我々はしっかりとそれを受けとめて、協定書のその修正プロセスに入るとすることも前提とした上で今後、9月議会に臨んでいきたいと思っておりますので、引き続き委員の皆さん、府議会、市議会においてもこの協定書、住民投票に付されるような内容になるように議論を尽くしていただきたいと思っております。9月議会においては議会の議決は住民投票に付するための協定書に整えるという意味での議会議論になってくると思っておりますので、9月議会でのこの協定書自体を全否定するなんて、そんなばかげた議論になった場合にはしっかりとそこはまた反論していただいて、最後は知事も言ったように住民投票で決めると。我々も住民投票でもし否決されれば、否定されればこれはもう諦めると。住民代表である、公選職である以上はそういう潔さを持ってやらなければいけませんので、自民党、民主党、公明党、共産党にも潔さを持ってもらおうと。ですから、住民投票に付すにふさわしい協定書案にとにかく9月議会でも整えてもらって、最後は住民に決めてもらおうというところでこの問題、最終決着を図っていきたいと思っております。本当に協定書の取りまとめ、ありがとうございました。お疲れさまでした。

(浅田会長)

それでは、以上をもちまして本日の大都市法に基づく協定書の手交、すなわち第18回協議会を終了いたします。ありがとうございました。